

議会運営委員会次第

日 時 令和7年11月27日(木)

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

(1) 楠山栄子議員の一般質問通告書の提出について

3 閉会

令和 7 年 11 月 27 日

11 月 27 日の議会運営委員会の開催要請の経緯について

議長 石原 修治

11 月 25 日に議会運営委員会の藤井委員長へ、27 日の午前中に議会運営委員会の開催を、私から申し入れ了承を得たところです。

その趣旨は「楠山栄子議員の一般質問通告書の提出について」、予備日提出の妥当性に、疑義が生じたからです。

まず、時系列にてご説明をいたします。

11 月 20 日（木）の 15 時 30 分ごろに議会事務局と私の携帯に、楠山議員から体調不良を理由に予備日の 21 日の正午までに提出したい旨の連絡があり、鼻声など体調不良が受け取れたため、「やむを得ず提出できない」と判断し了承しました。

11 月 21 日（金）の 11 時頃に楠山議員から一般質問通告書が議会事務局へ提出されました。

11 月 25 日（火）の議会運営委員会開催後に、楠山議員に電話し体調を確認。病院から帰宅後で、風邪から現在、中耳炎も併発し耳が聞こえにくい状況となり、薬を飲みながら様子を見たいとのことで、27 日の定例会初日前の 12 時 20 分ごろから、一般質問をどうするかも踏まえて話をすることになりました。

同日の 16 時ごろに稲澤事務局長から電話があり、20 日の一般質問通告日に、楠山議員が松ヶ丘自治会館で執行部が説明する出前講座に主催者側の司会者として出席していたことが判明しました。

以上が時系列の説明となります。

次に、議会運営委員会の開催を依頼した経緯について説明します。

通告書は、議長に対して提出されるものであることは、会議規則第51条第1項にあるとおりです。

他方で、流山市議会提要の191ページ、議会運営委員会申し合わせ事項の(2)一般質問通告書の提出方法にあるように、やむを得ず提出できない場合は、同日の午後5時までに議員自ら議長に提出できない理由を伝え、議長の許可を得た場合は、月曜日の正午（予備日）までの提出が認められる。とあります。

よって、通告の受付は議長権限であるものの、予備日提出の取扱いについては、議会運営委員会にて決定していることから、今般の件について、議会運営委員会においての検討を、藤井委員長へ依頼したところです。

今回の楠山議員の場合、私の判断では体調不良により提出に来るのはきびしいことから予備日の提出を許可しましたが、知りえなかった行動をされていたことから、申し合わせ事項の「やむを得ない」状況に当てはまるか疑義が生じたところです。

厳しい判断だとは思いますが、一度下した許可を無効にしたいと考えています。

議会運営委員会の皆様の合意に従って、楠山議員の一般質問通告受付の可否を決定したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。